

2020年4月17日

会員・準会員 各位

日本公認会計士協会北海道会

緊急事態宣言を踏まえた、北海道会へのお問合せ 及び書類の提出等についてお願い

北海道会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う、緊急事態宣言を踏まえ、5月6日までの対応として、事務局職員を原則在宅勤務とし、出勤をできる限り抑制することとしました。

会員・準会員の皆様や事務局職員の感染リスクを最小限にするため、下記の事項についてのご理解とご協力をお願いいたします。なお、返信等にお時間をいただく場合がありますことをご了承ください。

何卒ご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。

記

各種問合せにつきましては、メールでお願いいたします。

北海道会への各種問合せ（E-mail：hokkaido@sec.jicpa.or.jp）

北海道会への提出書類について

- ・会費減額等、北海道会へ提出する書類につきましては、郵送でお願いいたします。

《ご参考》

相談事項（協会本部）

- ・監査業務等に関する相談窓口（臨時E-mail：rinjisodan@sec.jicpa.or.jp）
- ・職業倫理相談窓口（E-mail：rinrihelpline@jicpa.or.jp）
- ・IFRS 相談窓口（E-mail：ifrssoudan@sec.jicpa.or.jp）
- ・法務相談室（E-mail：lawsoudan@sec.jicpa.or.jp）

協会本部への問い合わせ

- ・登録に関する問合せ（E-mail：kaiin@jicpa.or.jp）
- ・研修に関する問合せ（E-mail：kenshuu@sec.jicpa.or.jp）
- ・会費に関する問合せ（E-mail：keiri@jicpa.or.jp）
- ・法定監査情報の提出等に関する問合せ（E-mail：eds@jicpa.or.jp）
- ・日本公認会計士協会ヘルプデスク（E-mail：websupport@jicpa.or.jp）
- ・会計・監査ジャーナル及び協会発刊書籍に関する問合せ
（E-mail：syuppan@jicpa.or.jp）

以上